

新幹線鉄道騒音対策等の状況について

本県が、新幹線鉄道騒音調査を行っている 23 地点について調査地点周辺の土地利用状況、評価対象範囲内の対象戸数等の確認を行いました（表のとおり）。

環境基準を達成していない地点の中でも過去から連続して環境基準を達成できていない地点や住宅の密集度が高い地点については、類似した地点と併せて、優先的に対策を実施するよう鉄道事業者に要望しております。

表 本県の新幹線鉄道騒音調査地点の詳細

NO	調査地点	地域類型	用途地域	評価範囲の土地利用状況	評価範囲内の対象戸数	測定点	H24騒音	H25騒音	H26騒音	環境基準
							(dB)	(dB)	(dB)	
5	稲沢市平野町	I	市街化調整区域	住宅地、畑	14	25m	73	72	72	70
						50m	72	72	71	
6	稲沢市北島町	I	市街化調整区域	住宅地、畑	9	25m	70	71	70	70
						50m	68	68	69	
7	稲沢市奥田町	I	市街化調整区域	住宅地、畑	26	25m	72	73	69	70
						50m	67	68	67	
8	清須市清州	I	第 1 種住居地域	住宅地	24	25m	70	70	71	70
						50m	69	69	70	
9	清須市寺野	I	市街化調整区域	住宅地、畑	13	25m	72	75	76	70
						50m	71	72	72	
10	清須市西枇杷島町旭一丁目	II	準工業地域	住宅地	58	25m	68	65	67	75
						50m	65	62	63	
19	大府市共栄町	I	第 1 種住居地域	住宅地	28	25m	67	68	68	70
						50m	58	59	60	
20	大府市横根町	I	市街化調整区域	住宅地、畑	21	25m	67	67	68	70
						50m	62	62	63	
21	大府市神田町	I	第 1 種住居地域	住宅地	58	25m	71	72	71	70
						50m	66	65	65	
22	刈谷市新田町三丁目	I	第 1 種住居地域	住宅地	6	25m	69	71	72	70
						50m	68	69	69	
23	刈谷市新田町二丁目	I	第 1 種住居地域	住宅地	6	25m	72	72	70	70
						50m	70	69	67	
24	知立市谷田町西二丁目	I	第 1 種住居地域	住宅地	42	25m	69	73	72	70
						50m	69	71	69	
25	安城市美園町二丁目	I	第 1 種中高層住居専用地域	住宅地	42	25m	69	69	69	70
						50m	67	67	66	
26	安城市百石町一丁目	I	第 1 種中高層住居専用地域	住宅地	32	25m	70	73	73	70
						50m	65	66	67	
27	安城市古井町	I	第 1 種住居地域	住宅地	53	25m	73	72	71	70
						50m	66	66	65	
32	西尾市上羽角町	I	市街化調整区域	住宅地、畑	8	25m	73	74	73	70
						50m	68	72	71	
33	幸田町大字野場	I	市街化調整区域	住宅地、畑	14	25m	69	71	70	70
						50m	68	69	69	
34	蒲郡市上本町	II	準工業地域	住宅地	31	25m	72	73	74	75
						50m	66	65	65	
35	蒲郡市三谷北通三丁目	I	第 1 種住居地域	住宅地	25	25m	69	66	73	70
						50m	69	66	69	
36	蒲郡市豊岡町	I	第 1 種低層住居専用地域	住宅地	36	25m	68	72	71	70
						50m	68	69	68	
37	豊川市御津町大字大草	I	第 1 種住居地域	住宅地	31	25m	72	72	68	70
						50m	68	67	65	
38	豊川市御津町大字御馬	II	準工業地域	住宅地、畑	9	25m	69	70	70	75
						50m	69	70	68	
39	豊川市伊奈町中村	I	市街化調整区域	住宅地、畑	14	25m	68	69	70	70
						50m	62	63	64	

騒音の環境基準を超過していることを示す

- (注) 1 評価範囲とは、測定地点がある側で、新幹線鉄道軌道中心から垂直に 50m までの範囲かつ測定地点を基準に鉄道軌道と平行する前後 200m を示す範囲をいう(裏面を参照)。
2 評価範囲の背後にあたる地域については、主な土地利用の状況は住宅地となっている。

調査地点周辺の住居立地状況の確認について

評価範囲：下図の灰色部分の地域

- ・線路方向：測定地点の25m点を基準に前後200m
（概ね土地利用の状況が同じになる範囲として設定）
- ・線路直角方向：測定地点側の軌道中心から50m（測定を実施している範囲）

